

令和6・7年度【生涯学習ボランティア活用事業 講師登録の留意点】

1 登録期間 令和6年4月1日 ～ 令和8年3月31日（2年間）です。

登録抹消や修正等がある場合は、その都度ご連絡ください。

2 「リーフレット」の配布先

地区コミュニティセンター、幼稚園、小・中学校、PTA、市民団体など

3 「講師登録票」の留意点

- (1) 「令和6・7年度」に「講師登録をされる方」は、記入例を参照し、枠内に講師ご本人の情報を記入してください。
- (2) 「令和6・7年度」に「講師登録をされない方」は「講師登録票」に「氏名」「2の項目のイに○をつけていただき」社会教育課へ返信してください。

4 返信方法

- (1) 「講師登録票」の記入が終えたら「FAX」（社会教育課FAX37-6137）で返信をお願いします。
- (2) 「個人情報」が含まれますので「送信先」を、十分ご確認のうえ送信してください。
- (3) 「FAX」が使用できる環境にない場合は、お手数をおかけしますが、**直接、社会教育課（市役所11階）**にお持ちいただくか、**郵送**でお送りください。

※〒857-8585 佐世保市八幡町1-10 佐世保市教育委員会 社会教育課

5 情報公開について

- (1) 【生涯学習 ボランティア活用事業のリーフレット】に掲載するのは、【講座名】【指導内容】のみです。
- (2) 「講師登録票」に記載いただいた個人情報等は掲載しません。
- (3) 「講師名」「電話番号」は、開催日時が決定した「講師」と「申込団体代表者」への通知文書のみ、連絡先として双方の「氏名」「電話番号」を記載します。

6 講座開催までの手順

- ①団体からの申請書が社会教育課へ届く → ②社会教育課担当が講師に連絡し、開催日時を調整する → ③開催日時が決定後、担当が「申込団体代表者」と「講師」の双方に文書を送る → ④「申込団体代表」から「講師」へ事前に連絡を入れ、開催前に準備品などの打合せを行う。 → ⑤開催日（謝金等の受け取り） → ⑥団体代表者が「事業報告書」を社会教育課へ送る → ⑦事業終了